

お 知 ら せ

R 7.12.4
愛媛県今治保健所環境保全課

県は、下記の業者が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」に規定する欠格要件に該当していることが判明したため、下記のとおり産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 処分業者

因島金属株式会社（代表取締役 河本 哲夫）

[産業廃棄物収集運搬業許可番号 第03806193115号]

（事務所）広島県尾道市因島重井町84番地の1

（事業場）広島県尾道市因島重井町字東風浜84番 1

2 処分内容

廃掃法第14条の3の2第1項第1号に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消し

3 処分日

令和7年12月4日

4 処分理由

同社が、廃掃法違反により尾道簡易裁判所から罰金刑に処せられたことが判明し、これが廃掃法に規定する欠格要件に該当するため。

5 問い合わせ先

愛媛県今治保健所環境保全課（0898-23-2500 内線379, 223）